

妙高市文化活動大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妙高市民の文化活動の振興を図るため、文化活動に係る大会の出場者に対し予算の範囲内において激励金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、文化活動の振興を図るための大会で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県大会等の予選会を経て出場する県大会を超える大会及び全国大会
- (2) 国内の予選会等を経て出場する国際大会
- (3) その他市長が特に認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付対象者は、前条に規定する大会に出場する団体又は個人（以下「出場者等」という。）とする。

2 団体として激励金の交付を受けることができるものは、市内の学校、市内の事業所に所属する団体及び市内を主な活動拠点とする文化団体とする。

3 個人として激励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の学校に在籍する者

(交付区分及び交付額)

第4条 この要綱に定める激励金の交付区分と交付額は別表に定めるとおりとし、同一年度において一個人又は一団体につき3回の交付を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 交付対象者のうち、妙高市小・中学校対外大会遠征費等補助金交付要綱（平成19年妙高市訓令第78号）に規定する補助金が支給されるものについては交付しない。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする出場者等は、交付対象となる大会に出場が決定した日から大会開催日の前日まで（以下「指定期日」という。）に、文化大会出場者激励金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、指定期日までに申請が困難と市長が認めた場合は、別途指定する日までに申請するものとする。

(出場報告)

第6条 激励金の交付を受けた出場者等は、出場した大会終了後速やかに文化大会出場報告書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付区分	交付額
個人	5,000円
団体	人数に5,000円を乗じた額 但し、50,000円を上限とする。